

先着順による 市有地売払い応募要領

令和7年1月

静岡市財政局財政部管財課

TEL 054-221-1181

静岡市ホームページ【<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2594/s008182.html>】



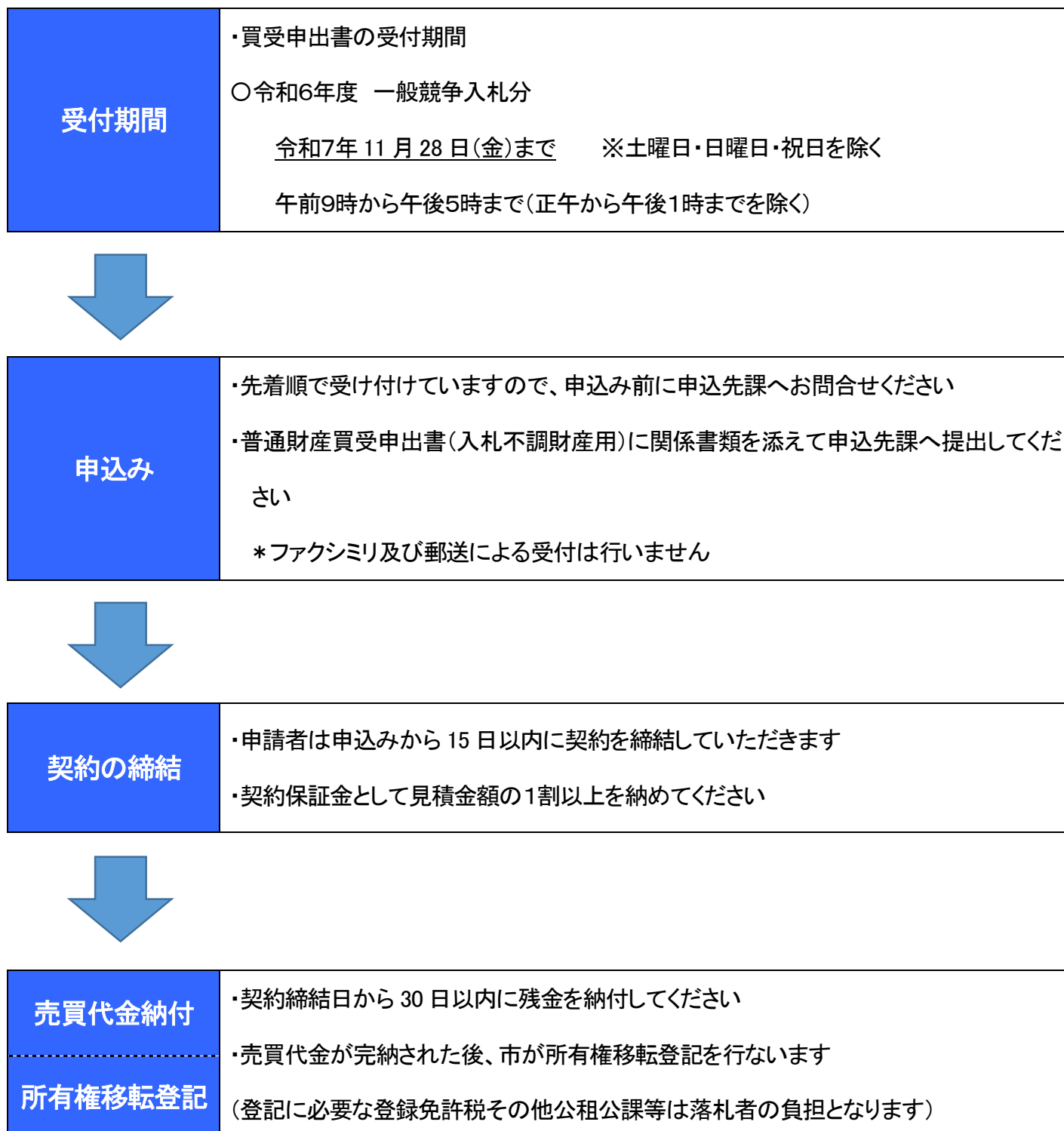
(QRコード)

目 次

先着順による市有地売払いの流れ	1
先着順による売払いの概要	2～5
入札参加心得書（参考）	6～11
市有財産売買契約書	12～14
普通財産買受申出書	15
委任状	16
暴力団排除に関する誓約書兼同意書	17～20
誓約書	21
物件調書	巻末資料

先着順による市有地売払いの流れ

先着順による売払い……一般競争入札において申込者がなかった物件について、先着申込者を契約の相手方とする方法です。



先着順による売払いの概要

一般競争入札において落札者がなかった物件等については、期間を定めて、予定価格以上の見積金額を最初に提示した方に、当該財産の売払いを行います。

なお、物件・手続等の詳細については、申込先課にお問い合わせください。

1 先着順による売払い物件

先着順による売払いを行う市有地(対象物件)は以下のとおりです。詳細については、この応募要領の物件調書をご覧ください。

対象物件一覧 (所在地の静岡市は記載省略)

物件番号	対象財産の所在地	現況地目 建物種類	実測面積	予定価格 (最低売却価格)	申込先課 (電話)
6-1	清水区八千代町129番	宅地	203.42㎡	16,720,000円	住宅政策課 054-221-1590
6-2	駿河区高松3399番	宅地	130.11㎡	5,397,547円	住宅政策課 054-221-1590
6-3	清水区興津本町307番2	共同住宅	314.64㎡	670,000円	教育施設課 054-354-2511
6-4	清水区興津本町307番2	宅地	490.64㎡	2,720,000円	教育施設課 054-354-2511
6-5	清水区蒲原四丁目 1673番105	雑種地	85.74㎡	2,480,000円	清水道路整備課 054-354-2056
6-6	清水区三保字羽衣脇 1599番1	宅地	2806.35㎡	28,688,000円	こども園課 054-354-2633
6-7	清水区興津中町字東下側 1898番	宅地	119.76㎡	5,224,523円	管財課 054-221-1181
6-8	清水区二の丸町85番13	宅地	52.29㎡	3,790,000円	管財課 054-221-1181

(注1) 物件によっては売払いを中止する場合があります。

(注2) 物件番号6-1、6-2は当地に住宅を建設する子育て世帯(小学生以下の子どもがいる世帯)のみ応募することができます。

(注3) 物件番号6-3、6-4は併せてお申込みをしていただくことが売払いの条件となります(それぞれ単独での売払いはできません)。

2 参加資格

参加するものは、次に掲げるすべての条件を満たす者としします。

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2)暴力団排除に関する誓約書兼同意書第1項の規定に該当しないこと。

(3)買受けた財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第5号に規定する指定暴力団等の事務所の用途で使用しないこと。また、これらの用途に使用されることを知りながら、第三者に譲渡及び賃貸をしないこと。

(4)物件番号6-1、6-2に申込みする場合、下記事項についての誓約書(P21)を提出すること。

①用途の指定

申請者は、次のいずれかの用途に使用すること。

- ・専用住宅の敷地
- ・併用住宅の敷地

(非住宅部分の床面積が建築物の延べ面積の2分の1未満のもの)

②実地調査の同意

申請者は、静岡市が前項に規定する指定用途の履行状況等を確認するため、必要に応じ実地調査を行うことを認めること。

(5)物件番号6-3、6-4は併せて申込みすること。

3 受付方法

申込みの際には次の書類を申込先課へ提出してください。

(ファクシミリ及び郵送による受付は行いません。)

1	普通財産買受申出書(入札不調財産用)	普通財産買受申出書(入札不調財産用) (P15)
2	暴力団排除に関する誓約書兼同意書	暴力団排除に関する誓約書兼同意書 (P17~P18)
3	印鑑登録証明書	個人(共有を含む) が申込みの場合に必要となります。提出日前3ヶ月以内に発行されたものを1通ご用意ください。
4	印鑑証明書	法人 が申込みの場合に必要となります。提出日前3ヶ月以内に発行されたものを1通ご用意ください。
5	住民票	個人(共有を含む) が申し込む場合に必要となります。提出日前3ヶ月以内に発行された、 本籍 が記載されているものを1通ご用意ください。
6	法人登記簿謄本(現在事項全部証明書)	法人 が申し込む場合に必要となります。提出日前3ヶ月以内に発行されたものを1通ご用意ください。
7	委任状	代理人 が申し込む場合に必要となります。(P16)
8	誓約書	物件番号6-1、6-2 に申込みの場合に必要となります。誓約書 (P21)

*印鑑を使用される場合は、印鑑登録証明書または印鑑証明書と同一のものをご使用ください。

4 受付期間

【年月日】	令和7年1月17日（金）から 令和7年11月28日（金）まで ※土曜日・日曜日・祝日を除く。
【受付時間】	午前9時から午後5時まで （正午から午後1時までを除く）

5 売払いの決定方法

- ①対象財産の予定価格（落札者が契約を締結しなかった対象財産については落札価格）以上の買受金額を提示した方を、先着順により売払い相手と決定します。
- ②各日の受付開始時点において、①の条件を満たす方が複数ある場合は、最高の買受金額を提示した方と、売買契約を締結します。なお、提示金額が同額である場合は、くじにより売払い相手を決定します。

6 契約保証金

申請者は契約を締結する時まで、契約保証金として見積金額の10%以上の金額を納付していただきます。

ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期間を延長することができます。

7 契約の締結

申込みの日から15日以内（土日祝日含む）に、契約を締結します。（P12～P14 契約書）

8 売買代金の支払い

契約締結から30日以内（土日祝日含む）に、売買代金を納付していただきます。

ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期間を延長することができます。

*申請者が売買代金を納付しない場合は、市は契約を解除することができます。
その場合は、契約保証金は静岡市に帰属することとなります。

9 所有権移転登記手続き等

売買代金納付後（農地の売買の場合は、売買代金納付及び静岡市農業委員会による農地法第3条の許可の後）、市が所有権移転登記手続きを行います。なお、登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は申請者の負担となります。

*現状有姿での売払いとなります。

10 留意点

申込み及び契約に係る書類に使用する印鑑は、**印鑑登録証明書または印鑑証明書と同一のもの**をご使用ください。

入札参加心得書（参考）

（趣旨）

第1 この心得書には、一般競争入札による市有地の売払いに参加を希望する者が守らなければならない事項を定めます。

（入札参加者の責務）

第2 一般競争入札による市有地の売払いに参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という）は、この入札参加心得書のほか、一般競争入札による市有地売払い応募要領（以下「応募要領」という）の記載事項及び現地等を熟知のうえ、入札に参加してください。

（入札参加資格）

第3 次に掲げる者は、入札に参加することができません。

- （1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員
- （2）成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- （3）次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - エ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- （4）買い受けた市有地を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の事務所の用に供しようとし、また、これらの用に供されることを知りながら、第三者に譲渡し、又は賃借しようとする者
- （5）入札参加申込書を市が指定した期日までに提出しなかった者
- （6）暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有するもの

（入札参加申し込み）

第4 入札参加希望者は、市が指定する日までに、次の各号に掲げる書類を、静岡市財政局財政部管財課に提出してください。なお、指定した日までに必要な書類を提出しなかった者は、入札に参加することができません。

- (1) 入札参加申込書
- (2) 住民票（法人の場合は現在事項全部証明書）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書

2 複数の名義で土地を取得しようとする場合は、入札参加申込書の申込人の欄に、連名で記載、押印して、それぞれの住民票等を添付してください。

3 郵送による申し込みは、書留郵便で行い、指定した日までに静岡市財政局財政部管財課に到着するよう送付してください。

4 ファクシミリや電子メールによる入札参加申込書及び関係書類の提出はできません。
（入札時の持参書類等）

第5 入札に参加する者（以下「入札参加者」という）は、次の各号に掲げる書類を入札当日に持参してください。

- (1) 一般競争入札参加受付書（管財課確認印が押印してあるもの）
- (2) 入札書（応募要領に添付した入札書の様式を使用してください、コピー可）
- (3) 封筒（外から中身が確認できるものは使用できません）
- (4) 入札保証金（現金又は銀行振出小切手）
- (5) 委任状（代理人が入札を行う場合に必要となります）
- (6) 印鑑（本人の場合は本人の印鑑、代理人が入札を行う場合は委任状の代理人使用印と同一の印鑑を持参してください）

2 代理人が入札を行う場合は、入札開始前に必ず委任状を提出してください。ただし、1人で2人以上の代理人を兼ねることはできません。

（入札保証金）

第6 入札参加者は、入札保証金として、入札参加を希望する対象財産1件につき入札予定価格の100分の3以上に相当する金額を、入札開始時間前に市が定める方法で納付してください。

2 入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間について、入札参加者は利息の支払いを請求することはできません。

（入札書）

第7 入札書には入札参加者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者名）を記入のうえ、押印してください。

2 記入にあたっては黒インクの万年筆又はボールペンを使用してください。

3 金額には算用数字を使用し、最初の数字の前に「金」又は「¥」の文字を記入してください。

4 代理人が入札する場合は、入札書の入札参加者の住所・氏名を記入するとともに、代

理人の氏名を記入し押印してください。

5 入札書は封筒に入れ、入札参加者の住所・氏名（代理人の場合は代理人の氏名も併記）を封筒に表記し、市の担当者の指示に従い、入札会場に設置された入札箱に投入してください。

6 投入した入札書の書替え、引換え又は撤回をすることはできません。

（入札の条件）

第8 入札に参加するものは、暴力団員等、暴力団員の配偶者、暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと及び静岡市から役員名簿、役員等氏名一覧表等の提出を求められたときには直ちに提出すること並びに公序良俗に反する使用等に該当しないことについて誓約するとともに、静岡市からそれらの書類を警察署に提供されることについて同意する書類を提出してください。

（1）参加申込みから入札までに、入札参加者が暴力団員等、暴力団員の配偶者、暴力団員と密接な関係を有するものと判明した場合は、この入札に参加できません。

（2）入札から契約締結までに、落札者が暴力団員等、暴力団員の配偶者、暴力団員等と密接な関係を有するものと判明した場合は、契約は締結しません。

（3）契約後、契約の相手方が暴力団員等、暴力団員の配偶者、暴力団員等と密接な関係を有するものと判明した場合は、契約を解除し、又は当該物件の買戻しをします。

（入札の無効）

第9 次の各号の一に該当する者が行った入札は、無効とします。

（1）入札参加資格のない者

（2）入札保証金が所定の額に満たない者

（3）金額その他の事項につき確認できない記載をした者

（4）談合その他不正行為を行ったと認められる者

（5）入札対象財産1件につき2以上の入札をした者

（6）自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札をした者

（7）入札対象財産1件につき2人以上の代理人となって入札をした者

（8）入札参加者又は代理人の記名押印のない入札をした者

（9）鉛筆書きの入札をした者

（10）金額を訂正した入札をした者

（11）指定した日時、場所に入札をしなかった者

（12）郵送又はファクシミリによる入札をした者

（13）担当職員の指示に従わず入札をした者

（14）委任状がなく入札参加者の代理人として入札した者

（15）入札者が次のいずれかに該当するとき

ア 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人であ

る場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(16) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反した入札をした者

(開札)

第10 開札は、入札参加者の面前で入札終了後直ちに行います。ただし、入札参加者が開札に立ち会わない場合には、入札に関係ない市職員を立ち会わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

(落札者の決定)

第11 落札者は、市の予定価格以上、かつ、最高金額の入札を行った者としします。

2 市の予定価格以上、かつ、最高金額の入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に申し込み順にくじを引かせ落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札に関係ない市職員に代わりにくじを引かせ決定します。この場合、異議の申し立てはできません。

3 落札者がある時は、その者の氏名(名称)及び金額を、落札者がいない時はその旨を、入札参加者に直ちに口頭で公表します。

(再入札)

第12 開札の結果、最高金額の入札が予定価格に達しない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再入札を行います。

2 第9の(1)、(2)、(4)、(5)、(6)、(7)及び(11)から(15)までのいずれかの理由に基づき無効とされた入札を行った入札参加者は、再入札に参加することができません。

3 初回入札の入札保証金の納付をもって、再入札の入札保証金の納付があったものとみ

なします。

(入札執行の延期)

第13 開札前において、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

(入札保証金の還付)

第14 入札保証金は、落札者以外の入札参加者には、当日還付します。

2 入札保証金は、契約締結後、落札者の請求に基づき、申し出された口座に口座振込みで還付しますが、落札者の申し出により第16に規定する契約保証金の一部に充当することができます。

なお、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間について、利息を付さないものとします。

(契約の締結)

第15 落札者が決定したときは、直ちに落札者に対し、契約の締結について必要な事項を通知します。

2 落札者は、落札の通知を受けてから15日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む）に契約書を締結しなければなりません。

ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期日を延長することができます。

3 落札者が、前項の期間内に契約書を締結しないときは、その落札は効力を失います。

4 前項の場合、入札保証金は市に帰属し、落札者には還付しません。

(契約保証金)

第16 落札者は、契約書を提出する時まで、契約保証金として売買代金の100分の10以上に相当する金額(入札保証金を契約保証金に充当した場合は、その差額となる不足額、かつ、円未満切上げ)を、市が発行する納入通知書により納付しなければなりません。

ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期日を延長することができます。

2 契約保証金は、売買代金完納後、落札者の請求に基づき、申し出された口座に口座振込みで還付しますが、本人の希望により売買代金の一部に充当することができます。なお、契約保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間について、利息を付さないものとします。

(売買代金の支払い)

第17 落札者は、契約締結日から30日以内(土曜日、日曜日及び祝日を含む)で市が指定する期日までに、落札代金を、市が発行する納入通知書により納付しなければなりません。

ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期日を延長することがで

きます。

2 落札者が前項の落札代金を指定した日までに納付しない場合は、その日の翌日から納付した日まで納付すべき金額の2000分の1の割合を乗じて算出した金額を、落札者は遅延利息として支払わなければなりません。

3 落札者が第1項の金額を納付しない場合は、市は契約を解除することができます。
その場合、契約保証金は市に帰属し、落札者には還付しません。

(所有権移転登記と公租公課)

第18 落札した財産の所有権移転登記手続きは、売買代金完納後（農地の売買の場合は、売買代金納付及び静岡市農業委員会による農地法第3条の許可の後）、落札者の申し出により、市が行います。

2 所有権移転登記手続きに要する不動産登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は、落札者の負担とします。

(瑕疵担保責任)

第19 落札者は、この契約締結後、当該物件に面積の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。ただし、当該契約が、消費者契約法の適用を受ける場合については、当該物件の引き渡しの日から2年間は、売買代金の減額又は補修工事のいずれかを請求することができます。

(情報公開等について)

第20 入札結果につきましては、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日静岡市条例第4号）に基づき、入札に関する情報（入札参加者及びその応札金額、並びに落札金額等に関する事項。）については開示の対象とします。

また、落札者の法人・個人の別及び落札金額をホームページに掲載します。

市 有 財 産 売 買 契 約 書

市有財産の売買に関し、売渡人静岡市（以下「甲」という。）と買受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、この契約を誠実に履行するものとする。

（売買物件の表示）

第2条 甲は、その所有に係る次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

所 在 地	区 分	面 積 (㎡)	摘 要
〔 落 札 物 件 所 在 地 〕	土 地	〔 物 件 面 積 〕	

（売買代金の額及び納入）

第3条 売買物件の売買代金は、金〔落札金額〕円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）とし、乙は、甲が発行する納付書により、令和〇年〇月〇日までに甲が指定する金融機関に納入するものとする。

（遅延利息）

第4条 乙は、前条に規定する納期限までに売買代金を納入しなかったときは、その納期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、遅延日数1日につき納付すべき金額の2000分の1に相当する額を遅延利息として甲に支払うものとする。

（所有権の移転及び登記）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納した日に移転するものとする。

2 乙は、売買代金を完納したときは、甲に対し所有権移転登記を請求するものとし、甲は、当該請求により所有権移転登記を所轄法務局に嘱託するものとする。この場合において、登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第6条 甲は、売買物件の所有権移転登記が完了した後に売買物件を乙に引き渡すものとし、乙は、当該売買物件の現状を確認し、後日に至り異議を申し立てないものとする。

（公租公課等の負担責任）

第7条 所有権移転登記完了後の原因による売買物件の公租公課その他の賦課金は、乙が負担しなければならない。

(紛争の解決)

第8条 売買物件に関し紛争が生じたときは、売買物件の所有権移転登記完了前の原因による場合は甲が、所有権移転登記完了以後の原因による場合は乙が、それぞれ責任をもって処理し、相手方に対して一切迷惑を及ぼしてはならない。

(担保責任の免除)

第9条 この契約の締結後において、売買物件の種類、品質、数量等がこの契約の内容に適さないものであることが明らかになったとしても、甲はその責めを負わないものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等(静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項に定めるもののほか、甲、乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は、いつでもこの契約を解除することができる。

3 乙は、前2項の規定によりこの契約が解除されたときは、売買物件を直ちに原状に回復し、速やかに甲に返還するものとする。

4 第1項の規定によりこの契約が解除された場合に当事者に生じた損害については、乙がその責めを負うものとする。

5 第2項の規定によりこの契約が解除された場合において契約に違反した者の責めに帰すべき事由があるときは、当該者はその相手方に対しこれによって生じた損害を賠償するものとする。

(市長への報告等)

第11条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市長に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第12条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

静岡市葵区追手町5番1号

売渡人 甲

静岡市長 ○○ ○○ 印

○○市○○区○○町○○番地

買受人 乙

○○ ○○ 印

普通財産買受申出書

(入札不調財産用)

令和 年 月 日

(あて先) 静岡市長

見積者 住 所
氏 名
(名称・代表者名)
代理人氏名

下記財産について、下記の金額で買い受けたいので、申し込みます。

記

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
見積金額										

買受けを希望する財産

対象財産の所在地	現況地目 建物種類	実測地積 (㎡)

(注1) 記入には黒インクの万年筆又はボールペンを使用し、金額は算用数字で記入し、最初の数字の前に「金」又は「¥」を記入すること。

(注2) 見積金額の訂正は行わないこと。

*見積者の本籍の記載のある住民票（法人の場合は現在事項全部証明書）及び印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）を必ず添付してください。

委任状

私は、下記財産の買受けについて、⑩を

代理人と定め、買受申出に関する一切の権限を委任いたします。

記

物件番号	入札対象財産の所在地	現況地目 建物種類	実測地積 (m ²)

年 月 日

(あて先) 静岡市長

住 所

氏 名

⑩

(法人名・代表者名)

暴力団排除に関する誓約書兼同意書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住 所 }
法人にあっては、本店所在地

商号又は名称
代表者職氏名 }
法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

- 1 当社（私）は、次に掲げるものに該当しないことを誓約します。
 - (1) 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの
 - (2) 暴力団（静岡市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの
 - (4) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
 - (5) 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
- 2 当社（私）は、静岡市から前項各号に該当するものか否かを確認するため履歴事項全部証明書等必要書類の提出を求められたときは、直ちに提出します。
- 3 当社（私）は、本誓約書兼同意書及び別紙役員等氏名一覧に記載した情報を、静岡市が警察署に提供することに同意します。
- 4 当社（私）は、別紙役員等氏名一覧に記載された全ての者から、前項の規定による提供について十分に説明し、真摯な同意を得ていることを誓約します。
- 5 当社（私）は、静岡市との契約内容の履行に当たり、第 1 項各号に該当するものと契約しないことを誓約します。
- 6 当社（私）は、静岡市との契約内容の履行に当たり、締結した契約の相手方が第 1 項各号に該当するものと判明し、静岡市から是正措置の要請を受けた場合は、当該要請に従います。

以上

商号又は名称 _____

役員等氏名一覧

氏名 カナ	氏名 漢字	生年月日 (大正 T、昭和 S、平成 H)

(注)

- 1 個人の場合は、本人についてのみ記載し、その記載内容を確認できる書類（運転免許証の写し等）を添付してください。
- 2 法人の場合は、法人登記の現在事項全部証明書の「役員に関する事項」に記載されている役員（取締役、監査役等のほか、支配人が契約を締結する場合には、その者も含む。）全員を記載し、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（申請日から3月以内に発行されたもの。写し可）を添付してください。
- 3 委任先がある場合は、受任者についても記載してください。
- 4 上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、適正に管理いたします。

< 記載例 個人の場合 >

別紙には、誓約書に署名されている方の氏名（フリガナを含む）及び生年月日を記載してください。

< 記載例 >

別紙

役員等氏名一覧

氏名 カナ	氏名 漢字	生年月日 (大正 T、昭和 S、平成 H)
フリガナを記載	□□ □□	S×年×月×日

※記載内容を確認できる書類（運転免許証の写し等）を添付してください。

< 記載例 法人の場合 >

別紙には、商業登記簿謄本の役員に関する事項に記載されている役員全員の氏名（フリガナを含む）及び生年月日を記載してください。契約の相手方を支店等に委任されている場合は支店長等についても記載してください。

別紙

役員等氏名一覧

	氏名 カナ	氏名 漢字	生年月日 (大正 T、昭和 S、平成 H)
①	シズメ ジュウロウ	清水 十郎	S×年×月×日
②	シズメ カハコ	静岡 花子	S×年×月×日
③	スルガ タロウ	駿河 太郎	S×年×月×日
④	シズメ ジロウ	静岡 次郎	H×年×月×日
⑤	シズメ サブロウ	清水 三郎	H×年×月×日

商業登記簿謄本の役員に関する事項

役員に関する事項	取締役 清水 十郎 ①	令和〇〇年〇月〇日重任 令和〇〇年〇月〇日登記
	静岡市葵区××丁目×番×号	令和〇〇年〇月〇日重任
	代表取締役 静岡 花子 ②	令和〇〇年〇月〇日登記
	静岡市葵区××丁目×番×号	令和〇〇年〇月〇日重任
	代表取締役 静岡 一郎	令和〇〇年〇月〇日登記 令和〇〇年〇月〇日退任
	静岡市葵区△△丁目△番△号	令和〇〇年〇月〇日就任
	代表取締役 駿河 太郎 ③	令和〇〇年〇月〇日登記
	静岡市葵区△△丁目△番△号	令和〇〇年〇月〇日重任
	代表取締役 駿河 太郎 ③	令和〇〇年〇月〇日登記
	監査役 静岡 次郎 ④ (社外監査役)	令和〇〇年〇月〇日就任 令和〇〇年〇月〇日登記
会計監査人 静岡清水監査法人	令和〇〇年〇月〇日重任 令和〇〇年〇月〇日登記	

抹消されて
いる役員は
記載しない
でください

役員が法人の場
合は記載しない
でください

誓 約 書

令和 年 月 日

(あて先) 静岡市長

住 所

氏 名

このたび、子育て世帯の宅地を購入するにあたり、下記の内容を順守することを誓約いたします。

記

1. 専用住宅の敷地または併用住宅の敷地(非住宅部分の床面積が建築物の延べ面積の2分の1未満のもの)の用途(以下「指定用途」という。)として使用します。
2. 静岡市が前項に規定する指定用途の履行状況等を確認するため、必要に応じ実地調査を行うことを認めます。

以上

物件調書

物件調書

物件番号	6 - 1	担当課	住宅政策課
		連絡先	054-221-1590
予定価格 (最低売却価格)	16,720,000 円		

所在地(地番)	現況地目	登記地目	実測地積	登記地積	土地の形状	
清水区八千代町 129 番	宅地	宅地	203.42 m ²	203.42 m ²	整形地	
法令に基づく 制限の概要	用途地域	第二種住居地域	斜線制限	道路・隣地		
	指定建ぺい率	60%	日陰制限	あり		
	指定容積率	200%	高度地区	最高限 3 種		
	その他					
	*各制限内容の詳細は、静岡市都市計画情報インターネット提供サービス等をご確認ください。 参考 URL : https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_004562.html					
処理供給 施設の状況	名称	設置状況等	事業所名	連絡先		
	電気	引込可能	中部電力ミライズ(株)	0120-921-691		
	上水道	宅内引込済	静岡市上下水道お客さまサービスセンター	054-251-1132		
	下水道	宅内引込済	静岡市上下水道お客さまサービスセンター	054-251-1132		
	都市ガス	宅内引込済	静岡ガスお客様コンタクトセンター	0570-020-161 054-285-2111		
*設置状況等の詳細は、各事業所へ直接お問い合わせください。						
交通機関	手段	駅名・停留所名		方角	距離	
	鉄道	静岡鉄道静岡清水線 入江岡駅		北西	約 1.8km	
	バス	静鉄ジャストライン 第三中学校前		西	約 70m	
公共施設	名称	距離	名称	距離		
	清水区役所	北東方 約 2km	市立清水こども園	北方 約 800m		
	清水小学校	東方 約 240m				
	清水第三中学校	北西方 約 70m				
参考事項						
1. 当該物件は現状での引き渡しとなります。引き渡し後に生じた費用は落札した方の負担になります。 2. 当該物件を取得する者は、法人以外でかつ小学生以下の子どもがいること。 3. 当該物件を専用住宅または併用住宅の敷地（非住宅部分の床面積が建築物の延べ面積の 2 分の 1 未満のもの）の用途として使用すること。 4. 当該物件北側の八千代町 125 番との境界線上に存する構造物(ブロック塀)は共有物となります。 5. 静岡市が公開している水害ハザードマップにおいて、津波浸水や洪水による水害等が想定されている地域です。ご注意ください。						

物件調書

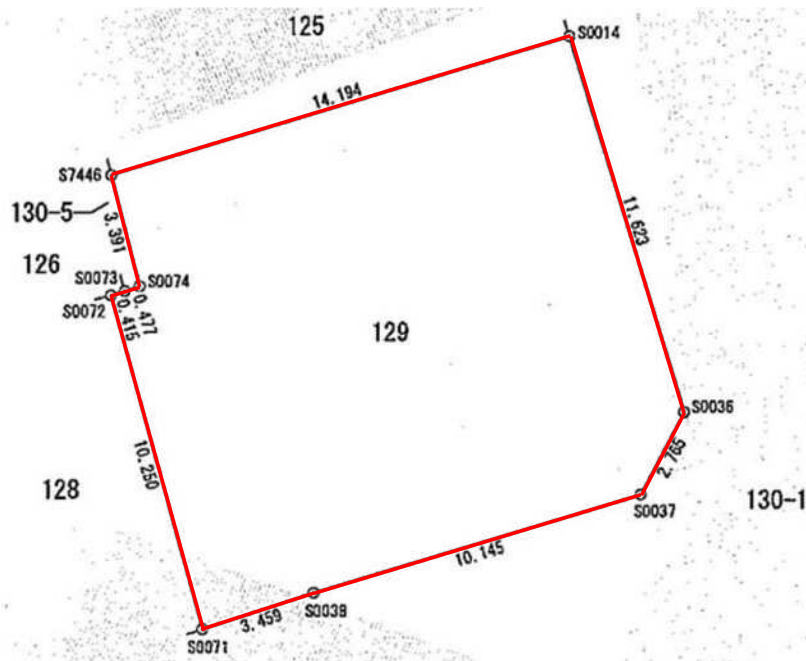
案内図【物件番号： 6-1】



売払物件



明細図



*形状及び延長は、おおよその数値です。土地の正確な形状を表すものではありません。

物件調書

現況写真【物件番号： 6-1 】



物件調書


物件番号	6 - 2	担当課	住宅政策課
		連絡先	054-221-1590
予定価格 (最低売却価格)	5,397,547 円		

所在地(地番)	現況地目	登記地目	実測地積	登記地積	土地の形状	
駿河区高松 3399 番	宅地	宅地	130.11 m ²	130.11 m ²	整形地	
法令に基づく 制限の概要	用途地域	第一種中高層住居 専用地域	斜線制限	道路・隣地		
	指定建ぺい率	60%	日陰制限	あり		
	指定容積率	200%	高度地区	最高限 2 種		
	その他					
	*各制限内容の詳細は、静岡市都市計画情報インターネット提供サービス等をご確認ください。 参考 URL : https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_004562.html					
処理供給 施設の状況	名称	設置状況等	事業所名	連絡先		
	電気	引込可能	中部電力ミライズ(株)	0120-921-691		
	上水道	接面道路接続可	静岡市上下水道局水道部 水道建設・維持課	054-270-9135		
	下水道	接面道路接続可	静岡市上下水道局下水道部 下水道維持課	054-270-9235		
	都市ガス	接面道路接続可	静岡ガスお客様コンタクト センター	0570-020-161 054-285-2111		
*設置状況等の詳細は、各事業所へ直接お問い合わせください。						
交通機関	手段	駅名・停留所名	方角	距離		
	鉄道	J R 東海道本線 静岡駅	北西	約 4.1km		
	バス	静鉄ジャストライン 浜敷地	北東	約 200m		
公共施設	名称	距離	名称	距離		
	駿河区役所	北西方 約 2.1km	大里東幼稚園	北方 約 290m		
	大里東小学校	北東方 約 360m	高松こども園	北方 約 590m		
	南中学校	北東方 約 750m	浜敷地公園	西方 約 35m		
参考事項						
<p>1. 当該物件は現状での引き渡しとなります。引き渡し後に生じた費用は落札した方の負担になります。</p> <p>2. 当該物件を取得する者は、法人以外でかつ小学生以下の子どもがいること。</p> <p>3. 当該物件を専用住宅または併用住宅の敷地（非住宅部分の床面積が建築物の延べ面積の2分の1未満のもの）の用途として使用すること。</p> <p>4. 静岡市が公開している水害ハザードマップにおいて、津波浸水や洪水による水害等が想定されている地域です。ご注意ください。</p>						

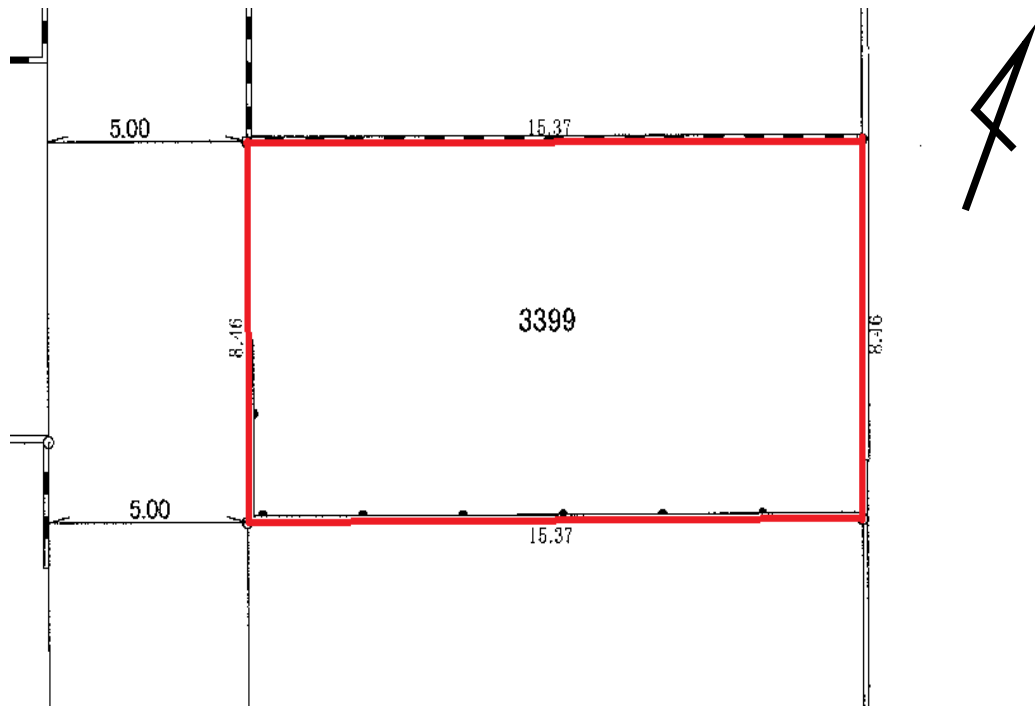
物件調書

案内図【物件番号： 6-2】



売払物件 

明細図



*形状及び延長は、おおよその数値です。土地の正確な形状を表すものではありません。

物件調書

現況写真【物件番号： 6-2 】



物件調書

物件番号	6 - 3	担当課	教育施設課
		連絡先	054-354-2511
予定価格 (最低売却価格)	670,000 円		

所在地(地番)	現況地目	登記地目	実測地積	登記地積	土地の形状
清水区興津本町 307 番 2	共同住宅	共同住宅	314.64 m ²	314.64 m ²	
法令に基づく 制限の概要	用途地域	市街化区域	斜線制限	あり	
	指定建ぺい率	60%	日陰制限	あり	
	指定容積率	200%	高度地区	最高限 3 種 (19m)	
	その他	居住誘導区域、屋外広告物特別規制地域 (第 2 種)			
	*各制限内容の詳細は、静岡市都市計画情報インターネット提供サービス等をご確認ください。 参考 URL : https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_004562.html				
処理供給 施設の状況	名称	設置状況等	事業所名	連絡先	
	電気	引込み可	中部電力ミライズ(株)	0120-921-691	
	上水道	引込み可	上下水道局水道部お客様サービス課	054-270-9108	
	下水道	—	—	—	
	都市ガス	—	—	—	
*設置状況等の詳細は、各事業所へ直接お問い合わせください。					
交通機関	手段	駅名・停留所名	方角	距離	
	鉄道	JR 東海道本線 興津駅	南東	約 200m	
	バス	静鉄バス 興津駅前	南東	約 200m	
公共施設	名称	距離	名称	距離	
	清水区役所	南西方 約 5 km			
	清水興津小学校	南東方 約 550m			
	清水興津中学校	北東方 約 430m			
参考事項					
<p>接道している市道(興津本町 13 号線)は幅員が 4 m 未満のため、現状では新たに建物を建築することはできません。※土地の物件調書の明細図をご参照ください。</p> <p>教職員住宅として使用していたものです(鉄筋コンクリート造 3 階建、延床面積: 314.64 m²)。当該物件は現状での引き渡しとなります。</p> <p>引き渡し後に生じた費用は落札した方の負担となります。</p> <p>建物については別途消費税及び地方消費税がかかります。</p> <p>★入札は土地と併せて行うことを条件とします。</p> <p>建物の表示</p> <p>【家屋番号】307 番 2 の 1</p> <p>【建築】昭和 42 年 5 月 31 日新築</p> <p>【構造】鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建</p> <p>【床面積】各階 104.88 m² 合計 314.64 m²</p>					

物件調書

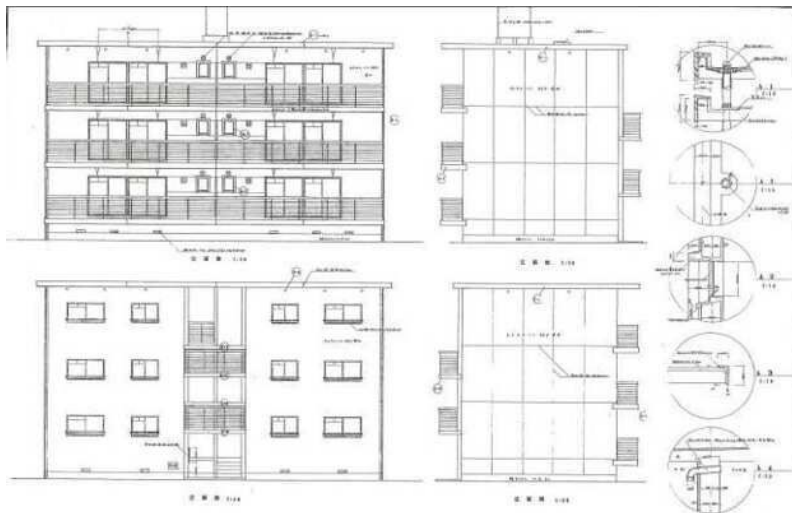
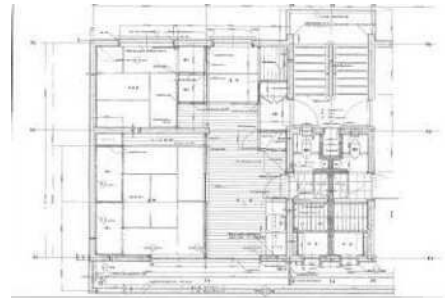
案内図【物件番号： 6-3】



売払物件



明細図



*形状及び延長は、おおよその数値です。土地の正確な形状を表すものではありません。

物件調書

現況写真【物件番号： 6-3 】



物件調書

物件番号	6 - 4	担当課	教育施設課
		連絡先	054-354-2511
予定価格 (最低売却価格)	2,720,000 円		

所在地(地番)	現況地目	登記地目	実測地積	登記地積	土地の形状
清水区興津本町 307 番 2	宅地	宅地	490.64 m ²	490.64 m ²	
法令に基づく 制限の概要	用途地域	市街化区域	斜線制限	あり	
	指定建ぺい率	60%	日陰制限	あり	
	指定容積率	200%	高度地区	最高限 3 種 (19m)	
	その他	居住誘導区域、屋外広告物特別規制地域 (第 2 種)			
	*各制限内容の詳細は、静岡市都市計画情報インターネット提供サービス等をご確認ください。 参考 URL : https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_004562.html				
処理供給 施設の状況	名称	設置状況等	事業所名	連絡先	
	電気	引込み可	中部電力ミライズ(株)	0120-921-691	
	上水道	引込み可	上下水道局水道部お客様サービス課	054-270-9108	
	下水道	—	—	—	
	都市ガス	—	—	—	
*設置状況等の詳細は、各事業所へ直接お問い合わせください。					
交通機関	手段	駅名・停留所名	方角	距離	
	鉄道	JR 東海道本線 興津駅	南東	約 200m	
	バス	静鉄バス 興津駅前	南東	約 200m	
公共施設	名称	距離	名称	距離	
	清水区役所	南西方 約 5 km			
	清水興津小学校	南東方 約 550m			
	清水興津中学校	北東方 約 430m			
参考事項					
<p>接道している市道(興津本町 13 号線)は幅員が 4 m 未満のため、現状では新たに建物を建築することはできません。※下記明細図をご参照ください。</p> <p>敷地内に教職員住宅として使用していた共同住宅あり(鉄筋コンクリート造 3 階建、延床面積: 314.64 m²)。</p> <p>敷地内に中部電力パワーグリッド(株)所有の電柱あり。</p> <p>当該物件は現状での引き渡しとなります。</p> <p>引き渡し後に生じた費用は落札した方の負担となります。</p> <p>★入札は建物と併せて行うことを条件とします。</p>					

物件調書

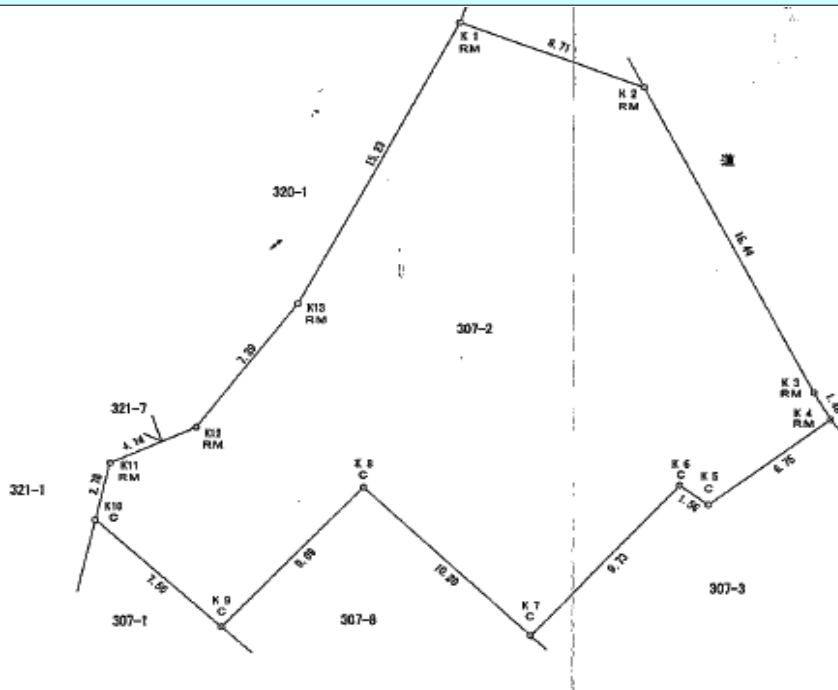
案内図【物件番号： 6-4】



売払物件



明細図



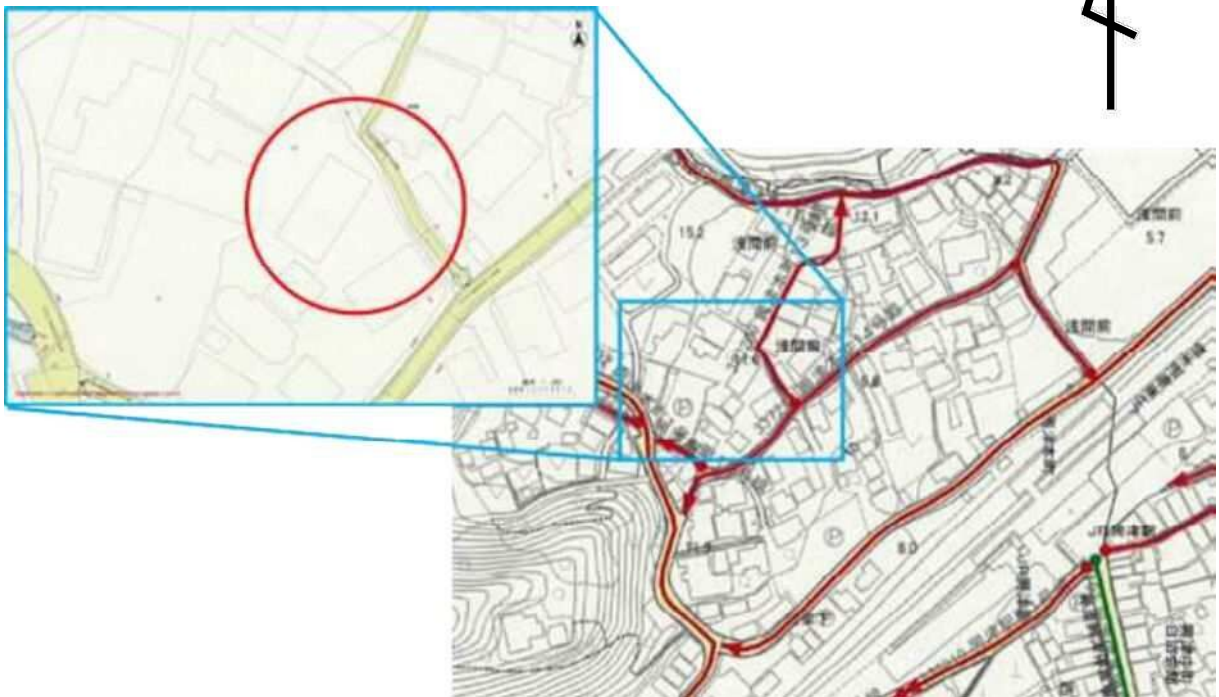
*形状及び延長は、おおよその数値です。土地の正確な形状を表すものではありません。

物件調書

明細図【物件番号： 6-4】



明細図



物件調書

現況写真【物件番号： 6-4 】



物件調書

物件番号	6-5	担当課	清水道路整備課
		連絡先	054-354-2056
予定価格 (最低売却価格)	2,480,000 円		

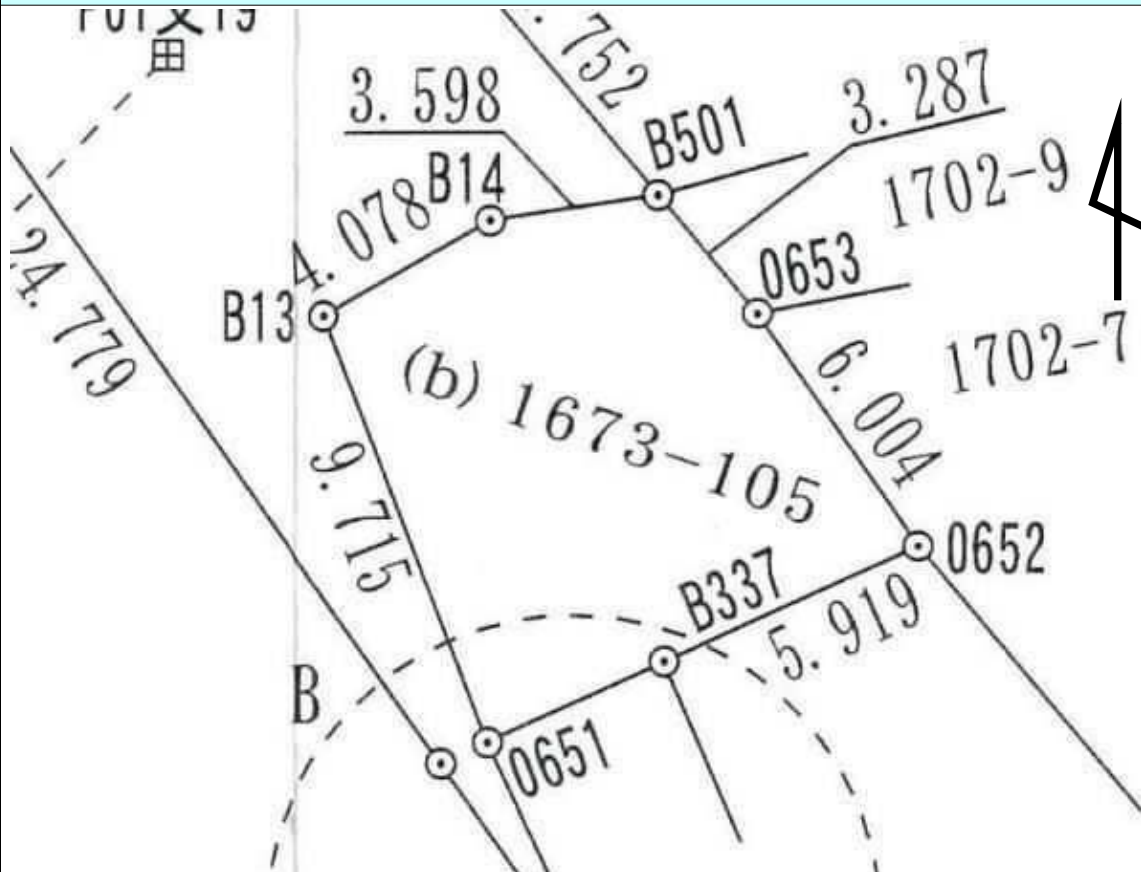
所在地(地番)	現況地目	登記地目	実測地積	登記地積	土地の形状
静岡市清水区蒲原四丁目 1673 番 105	雑種地	雑種地	85.74 m ²	85 m ²	
法令に基づく 制限の概要	用途地域	準工業地域	斜線制限	あり	
	指定建ぺい率	60%	日陰制限	あり	
	指定容積率	200%	高度地区	最高限3種(19m)	
	その他	居住誘導区域、特別工業地区(蒲原地区)、大規模集客施設制限地区			
	*各制限内容の詳細は、静岡市都市計画情報インターネット提供サービス等をご確認ください。 参考URL: https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_004562.html				
処理供給 施設の状況	名称	設置状況等	事業所名	連絡先	
	電気	有(引込可能)	中部電力パワーグリッド(株)	0120-977-146	
	上水道	有(引込可能)	静岡市お客様サービス課	054-251-1132	
	下水道	未整備	静岡市下水道事務所	054-354-2744	
	都市ガス	有(引込可能)	静岡ガス(株)	054-285-2111	
*設置状況等の詳細は、各事業所へ直接お問い合わせください。					
交通機関	手段	駅名・停留所名	方角	距離	
	鉄道	JR 新蒲原駅	北西	約450m	
	バス	静岡市自主運行バス 由比・蒲原 病院線 新蒲原駅	北西	約450m	
公共施設	名称	距離	名称	距離	
	蒲原東小学校	西方 約190m	蒲原東部こども園	北西方 約2.1km	
	蒲原保健福祉センター	北西方 約250m	蒲原中学校	北西方 約1.6km	
	清水区役所 蒲原支所	西方 約1.1km			
参考事項					
当該物件は現状での引き渡しとなります。引き渡し後に生じた費用は落札した方の負担になります。					
敷地内に中部電力の電柱あり。(電柱番号 10シ613)					
1枚目写真内、ごみ収集ネットは所有権移転日までに、売却区域外へ移設します。					

物件調書

案内図【物件番号： 6-5】



明細図



*形状及び延長は、おおよその数値です。土地の正確な形状を表すものではありません。

物件調書

現況写真【物件番号： 6-5 】



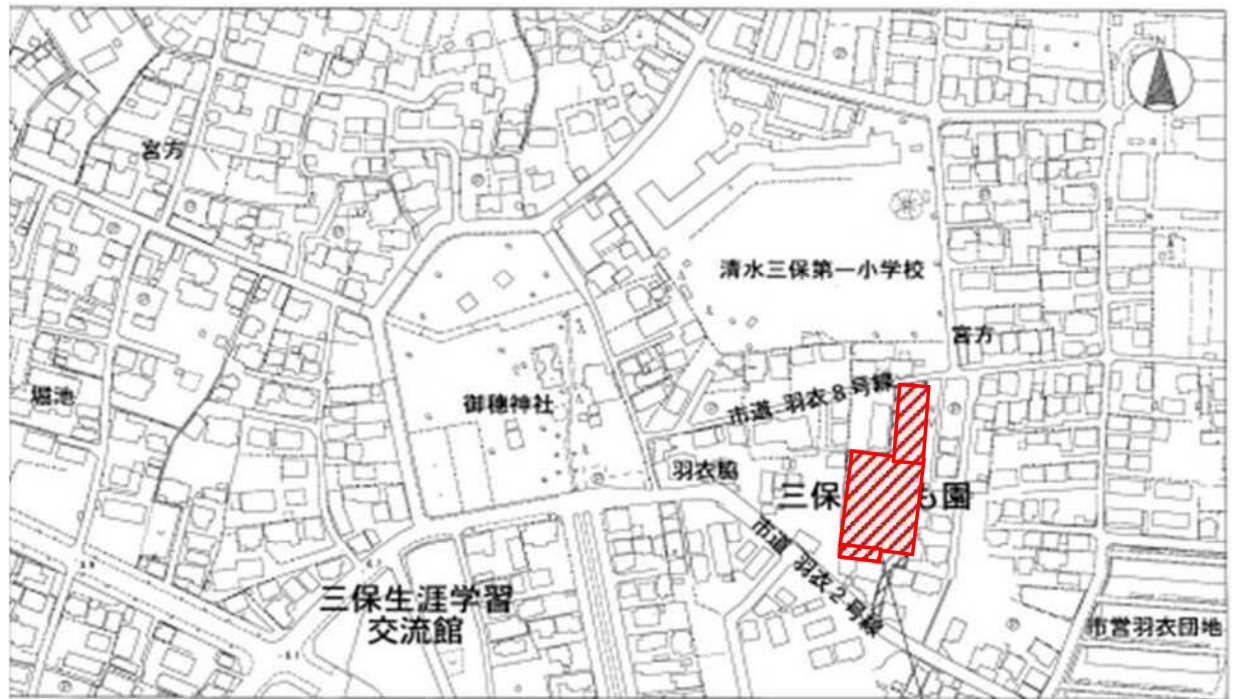
物件調書

物件番号	6 - 6	担当課	こども園課
		連絡先	054-354-2633
予定価格 (最低売却価格)	28,688,000 円		

所在地 (地番)		現況地目	登記地目	実測地積	登記地積	土地の形状
清水区三保字羽衣脇 1599 番 1		宅地	宅地	2806.35 m ²	2806.35 m ²	
法令に基づく 制限の概要	用途地域	第一種低層住居専用地域		斜線制限	あり	
	指定建ぺい率	50%		日陰制限	あり	
	指定容積率	80%		高度地区	最高限 1 種 (10m) (最高高さ 10m、北側斜線制限 5m+1:1.25)	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築基準法 (日影規制) 制限建築物: 軒の高さが 7 m を超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物 地盤面からの高さ: 1.5m 10m 以内の日影規制: 3.0m 10m 超の日影規制: 2.0h ● 屋外広告物特別規制地域 (文化財) 三保松原_第 1 種規制地区 (第 1 種特別規制地域) 				
	* 各制限内容の詳細は、静岡市都市計画情報インターネット提供サービス等をご確認ください。 参考 URL : https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_004562.html					
処理供給 施設の状況	名称	設置状況等		事業所名	連絡先	
	電気	引込可能		中部電力パワーグリッド(株)	0120-983-676	
	上水道	接面道路接続可		水道事務所	054-354-2745	
	下水道	接面道路接続可		下水道事務所	054-354-2832	
	都市ガス	接面道路接続可		静岡ガス株式会社	054-285-2115	
* 設置状況等の詳細は、各事業所へ直接お問い合わせください。						
交通機関	手段	駅名・停留所名		方角	距離	
	鉄道	IR 東海道本線 清水駅		北西	約 7.7 km	
	バス	三保山の手線 三保松原入口		西	約 630m	
公共施設	名称	距離		名称	距離	
	清水区役所	北西方 約 6.5 km		清水三保郵便局	北西方 約 1.1 km	
	清水三保第一小学校	北方 300m				
	清水第五中学校	北東方 240m				
参考事項						

物件調書

案内図【物件番号： 6-6】



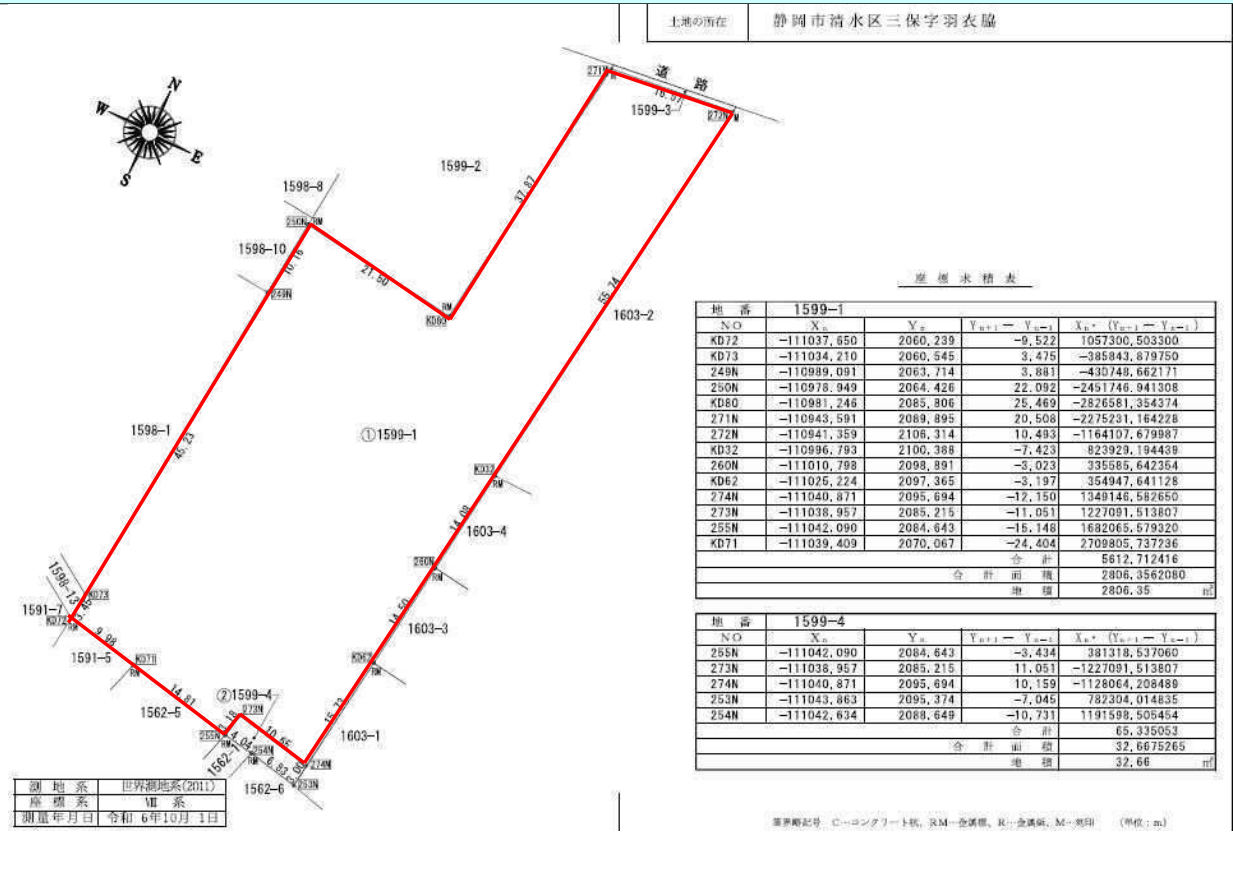
売払物件



案内図 non scale

工事場所
静岡市清水区 三保 地内

明細図



物件調書

*形状及び延長は、おおよその数値です。土地の正確な形状を表すものではありません。

現況写真【物件番号： 6-6 】



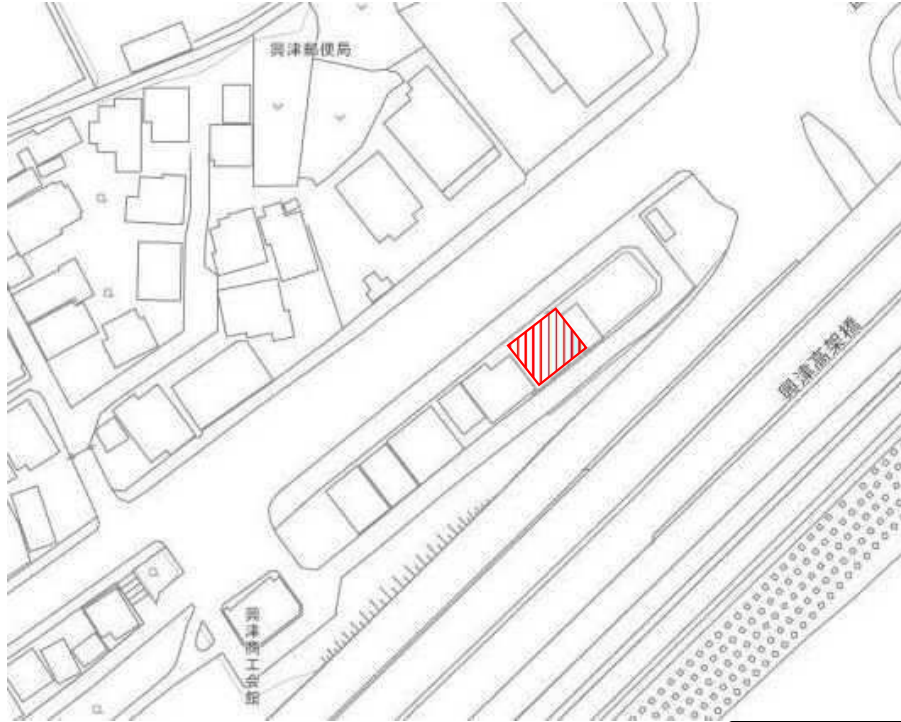
物件調書

物件番号	6 - 7	担当課	管財課
		連絡先	054-221-1181
予定価格 (最低売却価格)	5,224,523 円		

所在地(地番)	現況地目	登記地目	実測地積	登記地積	土地の形状
清水区興津中町字東下側 1898 番	宅地	宅地	119.76 m ²	119.76 m ²	
法令に基づく 制限の概要	用途地域	第二種住居区域	斜線制限	あり	
	指定建ぺい率	60%	日陰制限	あり	
	指定容積率	200%	高度地区		
	その他				
	*各制限内容の詳細は、静岡市都市計画情報インターネット提供サービス等をご確認ください。 参考URL : https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_004562.html				
処理供給 施設の状況	名称	設置状況等	事業所名	連絡先	
	電気	引込可能	中部電力パワーグリッド(株)	0120-983-676	
	上水道	接面道路接続可	お客様サービス課	054-251-1132	
	下水道	接面道路接続可	下水道維持課	054-270-9228	
	都市ガス				
*設置状況等の詳細は、各事業所へ直接お問い合わせください。					
交通機関	手段	駅名・停留所名	方角	距離	
	鉄道	JR 東海道本線 興津駅	東	約 550m	
	バス				
公共施設	名称	距離	名称	距離	
	清水興津小学校	北西方 約 220m	清水清見潟公園	南西方 約 450m	
	清水興津中学校	北西方 約 860m	静岡銀行 興津支店	南西方 約 400m	
	しずてつストア 興津店	北方 約 1.4km			
参考事項					
当該物件は現状での引き渡しとなります。 引き渡し後に生じた費用は落札した方の負担になります。					

物件調書

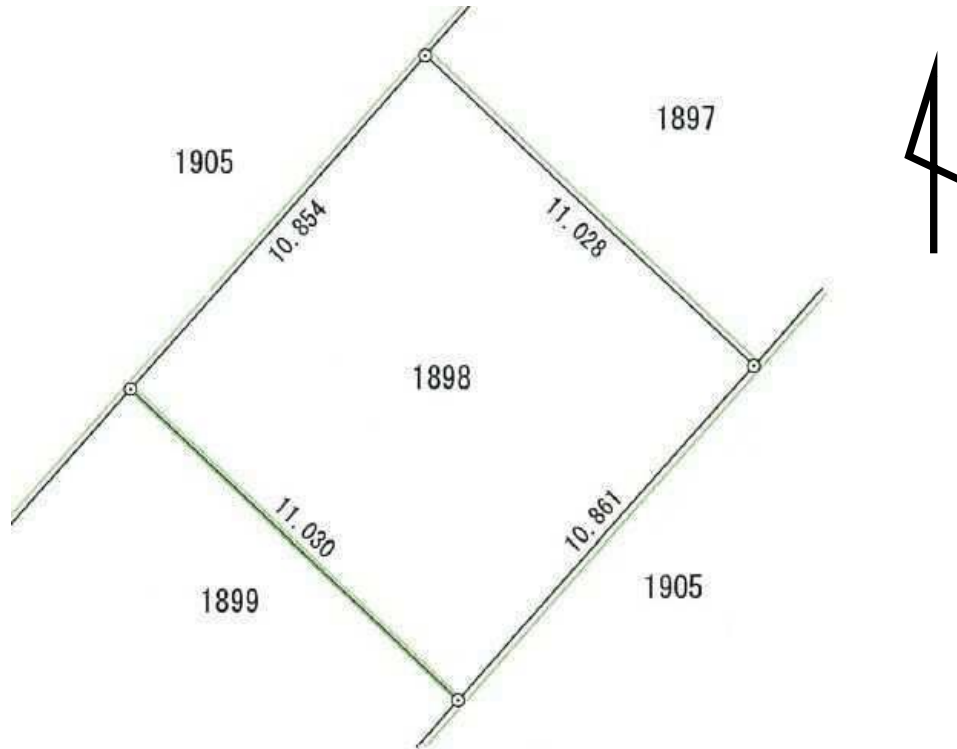
案内図【物件番号： 6-7】



売払物件



明細図



*形状及び延長は、おおよその数値です。土地の正確な形状を表すものではありません。

物件調書

現況写真【物件番号： 6-7 】



物件調書

物件番号	6 - 8	担当課	管財課
		連絡先	054 - 221-1181
予定価格 (最低売却価格)	3,790,000 円		

所在地(地番)	現況地目	登記地目	実測地積	登記地積	土地の形状	
清水区二の丸町 85 番 13	宅地	宅地	52.29 m ²	52.89 m ²		
法令に基づく 制限の概要	用途地域	近隣商業地域	斜線制限	あり		
	指定建ぺい率	80%	日陰制限	なし		
	指定容積率	240%	高度地区	最高限 4 種		
	その他	準防火地域				
	*各制限内容の詳細は、静岡市都市計画情報インターネット提供サービス等をご確認ください。 参考 URL : https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_004562.html					
処理供給 施設の状況	名称	設置状況等	事業所名	連絡先		
	電気	引込可能	中部電力パワーグリッド(株)	0120-983-676		
	上水道	接面道路接続可	お客様サービス課	054-251-1132		
	下水道	接面道路接続可	下水道維持課	054-270-9228		
	都市ガス	接面道路接続可	静岡ガス(株)	0570-020-161		
*設置状況等の詳細は、各事業所へ直接お問い合わせください。						
交通機関	手段	駅名・停留所名	方角	距離		
	鉄道	JR 東海道本線 清水駅	南西	約 770m		
	バス					
公共施設	名称	距離	名称	距離		
	清水区役所	南東方 約 1.4km	食鮮館タイヨー 二の丸店	西方 約 550m		
	清水江尻小学校	南西方 約 170m				
	清水第一中学校	南西方 約 800m				
参考事項						
当該物件は現状での引き渡しとなります。 引き渡し後に生じた費用は落札した方の負担になります。						

物件調書

案内図【物件番号： 6-8】



売払物件



明細図



物件調書

*形状及び延長は、おおよその数値です。土地の正確な形状を表すものではありません。

現況写真【物件番号： 6-8 】



※応募要領は次の場所で配付します。また、静岡市ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

【応募要領配付場所】 管財課、葵・駿河・清水区役所総合案内所

静岡市ホームページ【<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2594/s008182.html>】



(QRコード)